

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第7号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年佐賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(普通財産の交換) 第2条 略</p> <p>2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。</p> <p>(物品の交換) 第5条 略</p> <p>2 第2条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。</p>	<p>(普通財産の交換) 第2条 略</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、普通財産である不動産を円滑に売り払うため又は当該不動産の活用の促進を図るため必要があるときは、当該不動産の一部について、隣接する不動産の一部又は全部と交換することができる。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。</p> <p>3 前2項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。</p> <p>(物品の交換) 第5条 略</p> <p>2 第2条第3項の規定は、前項の場合にこれを準用する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。